

一般社団法人 埼玉県作業療法士会  
代議員選出規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県作業療法士会（以下、本会という）定款第5条に基づき代議員の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

(代議員の定義)

第2条 代議員とは、定款第5条第3項に定める社員をいう。

## 第2章 代議員の選出

(代議員選挙)

第3条 代議員を選出するために、本会の正会員（以下、正会員という）による代議員選挙を行う。

2 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(選挙区)

第4条 代議員選挙は、各ブロックを選挙区とし、選挙区単位で実施される。

2 正会員の所属選挙区は、本会の会員管理システムに登録されている所属ブロックによるものとする。

(選挙権)

第5条 正会員は、定款第5条に基づき、代議員選挙において誰でも等しく選挙権を有する。

2 前項の権利を有する者は、代議員選挙の公示に示す確定日において、本会の会員管理システムに登録されている正会員とし、また登録している所属ブロックを選挙権のある地区とする。

(被選挙権)

第6条 代議員は、定款第5条に基づき、正会員の中から選ばれる。また正会員は、誰でも等しく代議員選挙に立候補することができる。

2 前項の権利を有する者は、代議員選挙の公示に示す確定日において、本会の会員管理システムに登録されている正会員とし、また登録している所属ブロックを立候補できる地区とする。

(代議員の人数)

第7条 代議員は、概ね正会員30人の中から1人の割合をもって選出される。

2 選出される人数は、各選挙区の正会員数に応じて決定する。

3 代議員の人数の算出は、その選挙区の正会員数を30で除したものを四捨五入して整数にした数とする。

4 選挙区の正会員数が30人未満の場合でも、代議員は1名選出する。

### 第3章 代議員の職務と任期

(職務)

第8条 代議員は、社員総会の構成員として、社員総会の議決権を行使する。

2 代議員は、審議の充実と向上を図るため、社員総会への出席に努めるものとする。

3 代議員は、正会員から選出された代表者として、本会の会務運営について社員総会で意見を述べるができる。

(任期)

第9条 代議員の任期は、代議員選挙が終了した日をもって代議員名簿に登録された時から、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

2 代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員解任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

(代議員の登録)

第10条 選出された代議員は、代議員選挙が終了した日をもって代議員名簿に登録される。

代議員名簿は選挙区別に作成し、代議員の氏名と読み仮名、会員番号、所属施設名を記載するものとする。

2 代議員は、代議員名簿に登録された内容に変更が生じた場合、速やかに本会事務局へ届出なければならない。

(代議員の辞任)

第11条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。

(代議員資格の喪失)

第12条 代議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本会の正会員でなくなったとき
- (2) 辞任を申し出たとき

(代議員補欠選挙の実施)

第 13 条 代議員の定数に欠員が生じた選挙区においては、代議員補欠選挙を行うことがある。

- 2 ただし欠員が生じても、欠員が生じた日において、その選挙区で登録されている代議員数が 1 人以上で、かつ代議員の総数が本会の正会員数を 30 で除した数を上回る場合は、代議員補欠選挙を行わない。
- 3 代議員補欠選挙は、代議員補欠選挙を行うに至る欠員が生じた日より 12 週間以内で、かつ社員総会開催日の 4 週間より前までに行う。

#### 第 4 章 選挙管理委員会

(代議員選挙の実施)

第 14 条 代議員選出に係る選挙は、本会の選挙管理委員会が執行する。

(選挙管理委員の資格喪失)

第 15 条 選挙管理委員は、代議員選挙において立候補したとき又は推薦候補者となったときには委員の資格を失う。この場合は、すみやかに欠員を補充しなければならない。

#### 第 5 章 選挙の運営

(代議員選挙の時期)

第 16 条 代議員選挙は、定款第 5 条に基づき 2 年に 1 度、6 月に実施し、定時社員総会開催日の 2 週間前までに完了する。

(投票)

第 17 条 投票についての決議事項は、選挙管理委員会が別に定める。

(選挙の公示)

第 18 条 選挙管理委員長は、代議員選挙に係る公示（以下、代議員選挙公示という）を、投票日の 8 週間以前に正会員へ通知しなければならない。

- 2 代議員選挙公示には、代議員選出の旨と選挙地区の代議員の定数、立候補の受付方法を明記する。

(立候補の届出)

第 19 条 代議員に立候補する者は、投票日の 6 週間前の締切日までに選挙管理委員長へ届け出なければならない。その場合、締切日の当日消印を有効とする。

(立候補する者が定数未満の場合)

第 20 条 選挙管理委員長は、立候補届出の締切日において、立候補する者がいない又は立候補する者が定数に満たない選挙区については、正会員の中から定数を満たすまでの推薦候補者を選定する。その場合、選挙管理委員長はその選挙区のブロック長へ推薦候補者の擁立を依頼することができる。

(立候補者の告示)

第 21 条 選挙管理委員長は、立候補者の一覧を、正会員に告示として通知しなければならない。

2 選挙管理委員長は、前項の告示において、定数を上回る立候補者があった選挙区については、投票の実施を宣言する。

3 選挙管理委員長は、第 1 項の告示において、立候補者数が定数と同等の選挙区及び第 20 条に基づいて推薦候補者により定数を満たす選挙区については、当該候補者全員に対して無投票当選を宣言する。

(選挙広報、選挙活動)

第 22 条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補趣旨、経歴等の公報について、ホームページ、文書等にて行う。

2 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行ってはならない。

3 選挙活動について必要な事項は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

(選挙違反)

第 23 条 第 22 条の規定に反する場合、または倫理的に問題がある場合には、選挙管理委員長の名のもとで注意、是正勧告、選挙権及び被選挙権の取り消し、当選の取り消しを行うことができる。

(当選人の確定)

第 24 条 正会員による投票は、立候補者が定数を上回る選挙区において実施され、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選人とする。

2 得票数が同数であり当選人が確定できない場合は、くじ引きとする。

3 選挙管理委員長は、確定した当選人を本会ホームページ及び会員広報媒体において速やかに報告する。

## 第6章 雑則

(規程の変更)

第25条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

(補 則)

第26条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

この規程は、2021年8月12日から施行する。

様式第一号（代議員）：代議員選挙立候補届

## 代議員選挙立候補届

(ふりがな) 氏名		e-mail※	@
所属ブロック			
勤務先所在地 (自宅会員は 自宅住所)	(〒      —      )		
勤務先施設名 (自宅会員は 自宅と記入)	記載例：〇〇病院△△科、〇〇大学△△学部□□学科		
生年月日	西暦      年      月      日 (      歳)		

※携帯電話以外の e-mail アドレス

[立候補の理由および抱負]

上のおり、代議員立候補の届出をします。

年      月      日

氏名

印

一般社団法人埼玉県作業療法士会 選挙管理委員会  
委員長 長崎 重信 宛

※以下は選挙管理委員会で記入する			
ブロック		受理番号	
①届出の到着	到着日：      月      日	③受理証	発行日：      月      日
②届出の受理	受理日：      月      日	④投函日	投函日：      月      日

## 代議員選挙候補者推薦届

(ふりがな) 氏名		e-mail※	@
所属ブロック			
勤務先所在地 (自宅会員は 自宅住所)	( 千 ー )		
勤務先施設名 (自宅会員は 自宅と記入)	記載例：〇〇病院△△科、〇〇大学△△学部□□学科		
生年月日	西暦 年 月 日 ( 歳 )		
添付書類	候補者の承諾書		

※携帯電話以外の e-mail アドレス

上のおり、代議員推薦届をします。

年 月 日

\_\_\_\_\_ブロック

ブロック長 氏名

㊟

一般社団法人埼玉県作業療法士会 選挙管理委員会  
委員長 長崎 重信 宛

※以下は選挙管理委員会で記入する

ブロック		受理番号	
①届出の到着	到着日： 月 日	③受理証	発行日： 月 日
②届出の受理	受理日： 月 日	④投函日	投函日： 月 日

## 代議員選挙候補者推薦届出承諾書

2021年 月 日執行の2021年度・2022年度代議員選挙における候補者となることを承諾します。

年 月 日

\_\_\_\_\_ブロック

所属施設名

氏 名

Ⓔ

\_\_\_\_\_ブロック

ブロック長 \_\_\_\_\_ 殿



## 代議員選挙候補届出受理証

年 月 日 執行の 代議員候補届出を受理いたしました。

年 月 日

一般社団法人埼玉県作業療法士会 選挙管理委員会

委員長 \_\_\_\_\_ 印

候補者 \_\_\_\_\_ 殿

## 代議員選挙候補者推薦届出受理証

年 月 日 執行の 代議員選挙候補者推薦届出を受理いたしました。

年 月 日

一般社団法人埼玉県作業療法士会 選挙管理委員会

委員長\_\_\_\_\_印

推薦者\_\_\_\_\_殿